

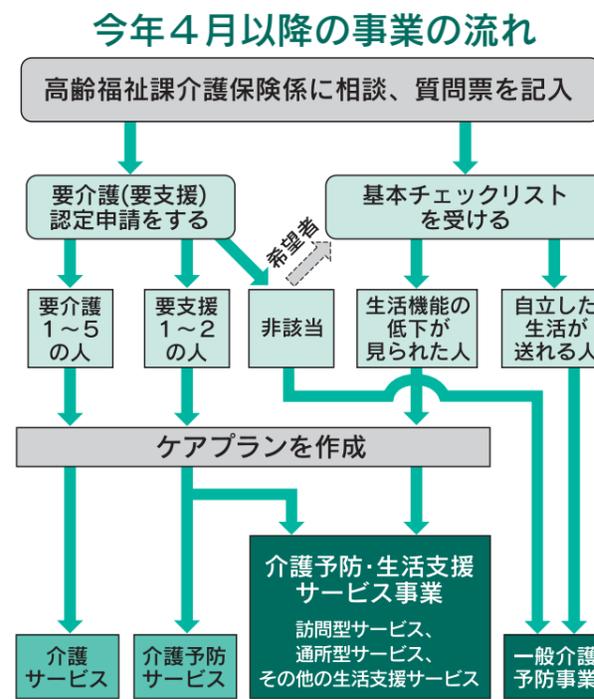
介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができよう、介護が必要になっても地域全体で支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に活用しつつ、介護予防に取り組むことが大切になってきます。

市では、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいの支援が一体的に提供できる体制づくり(地域包括ケアシステム)を進めるとともに、地域に即したサービスが提供できるよう、今年4月から介護予防・日常生活支援総合事業総合事業を開始します。

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、65歳以上の人の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的として



人権って何だろう ～人権課題に対する取り組み～

「外国籍の人たちに対する人権侵害」を考える

近年の国際化時代を反映して、我が国に残留する外国人は年々急増しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象と解されるものを除き、我が国に残留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障していますが、現実には、外国人に対するさまざまな人権問題が発生しています。

中でも、デモ活動やインターネットなどで特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会的問題となっています。ヘイトスピーチに一定の定義はありませんが、「主に人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見など、個人や集団を抱える欠点と思われるものを誹謗、中傷、差別するなどし、さらには他人をそのように扇動する発言(書き込み)のこと」を指すとされています。こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることにかなりかまいません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

昨年6月に、ヘイトスピーチの解消に向けた対策法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されました。今後は、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や宗教、生活習慣などにおける多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の充実・強化が必要とされています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、今後ますます外国人と交流する機会が増加が予想されます。民族や国籍などの違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



「外国籍の人たちに対する人権侵害」を考える

近年の国際化時代を反映して、我が国に残留する外国人は年々急増しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象と解されるものを除き、我が国に残留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障していますが、現実には、外国人に対するさまざまな人権問題が発生しています。

中でも、デモ活動やインターネットなどで特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会的問題となっています。ヘイトスピーチに一定の定義はありませんが、「主に人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見など、個人や集団を抱える欠点と思われるものを誹謗、中傷、差別するなどし、さらには他人をそのように扇動する発言(書き込み)のこと」を指すとされています。こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることにかなりかまいません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

昨年6月に、ヘイトスピーチの解消に向けた対策法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されました。今後は、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や宗教、生活習慣などにおける多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の充実・強化が必要とされています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、今後ますます外国人と交流する機会が増加が予想されます。民族や国籍などの違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

法務省「平成28年度版人権教育・啓発白書」・同省人権擁護局リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」より引用し作成

問い合わせ 社会教育課社会教育係 ☎内線3333へ

学校体育施設を開放します

4月から、学校教育に支障のない範囲で、小中学校の体育施設を開放します。

申し込み方法 使用したい団体は、使用する前月の20日(20日が休日の場合は翌日)から月末までの間に、使用登録書と代表者の印鑑を持参し、各小中学校へ直接申し込みをしてください。校庭とテニスコートの夜間照明を使用する場合は、同期間に使用登録書と代表者の印鑑、使用料を持参し、体育課体育係、または白沢・利根公民館へ直接申し込みをしてください

※各施設とも年間予約や電話予約はできません。あらかじめ日程を確認の上、申し込みをしてください

使用上の注意 定められた時間内での鍵と日誌の受領、返却/施設設備の安全確保/学校敷地内での喫煙や火気使用禁止/使用後の整理、清掃/施設整備の破損の届け出/施設使用後の施錠

スポーツ安全保険のご案内

スポーツ団体や社会教育関係団体に所属する人が、活動時や移動中の事故によって傷害を被った場合や賠償責任を負った場合、突然死などによる死亡の場合に補償される制度です。

対象 次の条件を全て満たす団体

- スポーツ活動や文化活動、ボランティア活動などを行っている団体
- 監督指導者を置き、所属員が4人以上いる団体

保険の種類 活動内容により区分されます

保険期間 4月1日(土)～来年3月31日(土)

※途中加入の場合も終了日は同じです

市立幼稚園と市立保育園の今後の在り方について

市では、平成27年度に策定した「市政改革大綱・実施計画」に基づき、市政改革の取り組みを進めています。このたび、市立幼稚園と市立保育園の今後の在り方について、入園応募状況や入園対象者数の推計、施設の状況などを踏まえ、次のとおり方針を決定しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

- 幼稚園** 2020年度に榛名幼稚園と利南東幼稚園を利南幼稚園に統合し、池田幼稚園を薄根幼稚園に統合。2026年度に市立幼稚園を全園廃止
 - 保育園** 2023年度にぬまた東保育園を廃止し、ぬまた南保育園を民営化
- 問い合わせ** 市政改革については企画課企画係 ☎内線3222、幼稚園については庶務課庶務係 ☎内線3312、保育園については子ども課保育係(東原庁舎内) ☎内線77258へ



年金の窓口からお知らせ



国民年金保険料の現金納付による2年前納が開始されます

国民年金保険料は、今年4月から、割引額の大きな2年前納が、現金でもできるようになります。

現金での2年前納を希望する場合は、3月17日(金)までに年金事務所へ申出書の提出が必要です。申出書の提出後、4月に2年前納用納付書が年金機構より送付されます。

※納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、ご注意ください

※申出書の提出が3月17日(金)に間に合わなかった場合は、渋川年金事務所へご相談ください

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279-21607へ



問い合わせ 体育課体育係(市民体育館内) ☎249444へ